

投資信託取引規定集変更一覧

1. 投資信託総合取引規定

改定前	改定後	改定事由
<p>6の2（注文等）</p> <p>(3) 注文等の受付時限は、取扱商品の投資信託約款、目論見書または累積投資約款に別段の定めがない限り午後3時とし、お客さまが注文等を行った後、受付時限までに当行が受付事務を完了させた注文等については、当行は遅滞無く投信委託会社に取り次ぎます（以下、当行が受け付けた注文等を投信委託会社へ取り次ぐための手続を「手続」といい、また、その手続を開始する日を「手続日」といいます。）。</p>	<p>6の2（注文等）</p> <p>(3) 注文等の受付時限は、取扱商品の投資信託約款、目論見書または累積投資約款に別段の定めがない限り午後3時とします。ただし、<u>みずほダイレクト〔インターネットバンキング〕での受付時限は、取扱商品の投資信託約款、目論見書または累積投資約款に別段の定めがない限り、午後3時30分とします。</u>お客さまが注文等を行った後、受付時限までに当行が受付事務を完了させた注文等については、当行は遅滞無く投信委託会社に取り次ぎます（以下、当行が受け付けた注文等を投信委託会社へ取り次ぐための手続を「手続」といい、また、その手続を開始する日を「手続日」といいます。）。</p>	<p>東証の取引時間延伸に伴う改定</p>